

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第三部 労働政策

VII ILO

3 総会と主要な会議

2 主要な会議

三者構成深夜業諮問会議

一九七八年九月二六日～一〇月三日までジュネーブで開かれ、政労使の各側から一人名ずつ計三六名が出席し、日本からは労働省労働基準局労働衛生課の草刈隆主任中央じん肺診査医が参加した。会議では種々の国で深夜勤従事者が当面する諸問題や種々の国で実施中あるいは計画中の解決策などについて、経済的、社会的、医学的、職業的など各側面から検討された。

この会議を開催した主要な目的の一つは、こうした検討結果にもとづき、深夜業にかんして新しい条約、勧告を採択することの是非と、もし是であればその性格、範囲、内容について理事会に勧告することであった。しかし、この点で同会議は一致点に到達することができなかったが、他方、この問題での各国の知識、経験の交流から得られた問題の複雑性についての認識は、ILOがこの面とすべき今後の対処方法に多くの示唆を与えた。

漁業労働条件委員会

一九七八年十一月二一日～三〇日までジュネーブで一六年ぶりに開かれ、政労使の各側から各七名、日本の政労使の各代表をふくめ、計二一名が参加した。議題はつぎの六つであった。——(1)労働条件と定員、(2)雇用と所得の安定、(3)船内医療、(4)年金および疾病保険、(5)有給休暇、(6)船員送還。

会議は国によって、とくに東洋と西洋諸国の漁業の実態が相当異なることから、合意に達するまでには多くの困難があったが、労働時間・定員および社会保障にかんする二つの結論のほか、つぎの七つの決議が採択された。

【雇用及び所得の安定】

船員の雇用の継続に関する条約(第一四五号)及び同名の勧告(第一五四号)の規定のどの範囲までが漁船員に適用されるのかを決定するため検討するよう事務局長に求める。その検討結果にてらして、この問題をILO総会の議題に含めるよう理事会に求める。

【船内医療】

(1)国際文書を採択するため、この問題に関する議題を将来の総会議題に含めるよう、理事会に求める。(2)そのための準備作業では次の諸原則を適当に考慮すること＝

操業状況と職能に応じた異なる訓練レベルと再訓練の必要、医療訓練の方法、標準的な医療箱と医療便覧の設備と改定、無線による医療助言の提供、重病傷患者の迅速な輸送の実施、医師配乗船の最大多数の漁船員の利用における国際協力の推進、(3)この問題の今後の検討ではILOが一九五八年の船内医療箱勧告、同年の無線医療助言勧告等を考慮に入れること、(4)海上における船内医療に関して国際連帯から、各加盟国ができる限り外国漁船員に最善の医療給付を用意するためアピールが加盟国になされるべきこと、(5)ILOがこの問題でWHOとIMCOと協力を続ける。

【有給休暇】

漁船員は有給休暇について保護対象から除外されるべきでないので、次の点を各国政府にアピールするよう理事会に求める——(a)一九七六年の船員有給休暇条約(第一四六号)を批准すること、(b)同条約の第二条第四項に従い、同条約の規定を漁業またはその直接関連する操業に従事する船内労働者に適用拡大すること。

【漁船員の送還】

一九二六年の海員の送還に関する条約(第二三号)の批准国は多数あるが、漁船員はこうした国際的合意による正式の適用対象とはされていないので、ILO理事会が次の点を加盟国に督促するよう求める——(1)第二三号条約の採択の際に採択された右の趣旨の決議を想起すること、(2)漁業の操業の特殊性から乗組員の送還問題があてはまらない国があり、また漁船員の送還資格が一定事由に限定される傾向に留意する、(3)自己の責めによらない理由で外国の港に上陸させられたすべての漁船員は契約の港または相互に合意された目的地に、自己の費用によらないで送還されるよう確保すべきことを加盟国にアピールすること。

【職業訓練での技術協力】

理事会が事務局長に次の指示を与えるよう求める——(a)とくに小規模漁業において漁船員のために適切な訓練プログラムを確立し、これには救急医療と安全・健康の側面を含める、(b)ILOの通常予算、UNDPの予算等の資金により途上国の訓練ニーズに対処、協力すること、(c)UNIDO、FAO、WHO、IMCO等の他の国連機関と十分協力すること。(d)政労使に対して世界雇用計画に出されている主要な目標の達成のため、ILOと十分協力するよう督励すること。

【将来作業】

漁船員の報酬は、全部または大部分が歩合に依存して固定給は小さな役割しか果たしていないため、幾つかの国で社会保障給付制度を設立する上で困難を生ぜしめている。他方、一九七〇年の船員の厚生勧告(第一三八号)および一九三六年の港における船員の福利勧告(第四八号)に示されたガイダンスに従って、船内における十分なレクリエーション施設および陸上における福利施設のための規定が作成されるべきなので、この問題について国際文書を確立するため、漁業における報酬制度と福利の問題を検討するため、早い機会に当委員会の会期を招集する可能性を検討するよう理事会に求める。

【漁業のための三者構成国家労働委員会の設立】

海事国において、適当な場合に、かつその国の慣行に従って、漁業のための三者構成の国家労働委員会を、次の事項について助言し、実行可能な場合はその助言を実行するため、設立するよう勧告する——(1)各登録港での訓練・資格を受けた漁船員の登録を維持調整すること、(2)登録港のリストの適切な設定と改定、(3)漁船員の補充・訓練について調整すること、(4)仕事を割当て、適当な記録を維持すること、(5)訓練及び苦情処理手続の確立を含む雇用条件及び雇用についての正しい慣行の基準化のための基準を確立すること、(6)訓練方法及び資格を再検討し、最新のものとする、(7)国の医療システムが存在するところでは、その範囲内で有効な港湾医療サービスを導入すること、(8)適切な余剰人員支払計画を導入すること、(9)医的理由による離職に対する支払計画を発展させること、(10)職業紹介を含め、陸上雇用への移行を希望する登録漁船員を援助すること、(11)健全な労使関係の確立を促進すること。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
